

報告第2号

長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

長野市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第8項において準用する第6項の規定により報告する。

令和8年2月25日

提出者 長野市長 荻原健司

長野市
新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年1月

目 次

第1編 行動計画の基本事項.....	- 1 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画.....	- 1 -
第1節 作成の主旨.....	- 1 -
第2節 市行動計画の位置付け.....	- 1 -
第3節 対象とする疾患.....	- 2 -
第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応.....	- 3 -
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	- 3 -
第2節 市行動計画改定の目的.....	- 3 -
第3節 感染症危機管理の体制.....	- 5 -
第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	- 8 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等.....	- 8 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	- 8 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	- 9 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	- 12 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	- 15 -
第5節 対策推進のための役割分担.....	- 19 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点.....	- 23 -
第1節 市行動計画における対策項目等.....	- 23 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等.....	- 33 -
第1節 市行動計画等の実効性確保.....	- 33 -
第3編 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組.....	- 35 -
第1章 実施体制.....	- 35 -
第1節 準備期.....	- 35 -
第2節 初動期.....	- 37 -
第3節 対応期.....	- 38 -
第2章 情報収集・分析.....	- 40 -
第1節 準備期.....	- 40 -
第2節 初動期.....	- 42 -
第3節 対応期.....	- 43 -
第3章 サーベイランス.....	- 45 -
第1節 準備期.....	- 45 -
第2節 初動期.....	- 48 -
第3節 対応期.....	- 50 -
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	- 52 -
第1節 準備期.....	- 52 -
第2節 初動期.....	- 55 -

第3節 対応期	- 58 -
第5章 水際対策	- 62 -
第1節 準備期	- 62 -
第2節 初動期	- 63 -
第3節 対応期	- 65 -
第6章 まん延防止	- 67 -
第1節 準備期	- 67 -
第2節 初動期	- 68 -
第3節 対応期	- 69 -
第7章 ワクチン	- 74 -
第1節 準備期	- 74 -
第2節 初動期	- 77 -
第3節 対応期	- 78 -
第8章 医療	- 81 -
第1節 準備期	- 81 -
第2節 初動期	- 85 -
第3節 対応期	- 86 -
第9章 治療薬・治療法	- 89 -
第1節 準備期	- 89 -
第2節 初動期	- 90 -
第3節 対応期	- 91 -
第10章 検査	- 93 -
第1節 準備期	- 93 -
第2節 初動期	- 96 -
第3節 対応期	- 98 -
第11章 保健	- 100 -
第1節 準備期	- 100 -
第2節 初動期	- 105 -
第3節 対応期	- 108 -
第12章 物資	- 114 -
第1節 準備期	- 114 -
第2節 初動期	- 115 -
第3節 対応期	- 116 -
第13章 市民生活及び経済の安定の確保	- 117 -
第1節 準備期	- 117 -
第2節 初動期	- 119 -
第3節 対応期	- 121 -

第1編 行動計画の基本事項

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1節 作成の主旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

それは、未知の病原体についても、既知の病原体であってもウイルスの変異等による新型のウイルスの出現であれば同様であり、その感染性¹の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性²が高い新型インフルエンザ等感染症や、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症（以下「新型インフルエンザ等³」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務等を定めたものである。

この特措法及び感染症法⁴に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、本市全体の態勢を整備するため、長野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を定めるものである。

第2節 市行動計画の位置付け

- ・市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示すもので、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）に基づく市行動計画に位置付けられるものである。
- ・市行動計画においては、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

1 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度（伝播性）」のことを指す言葉として用いている。

2 本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

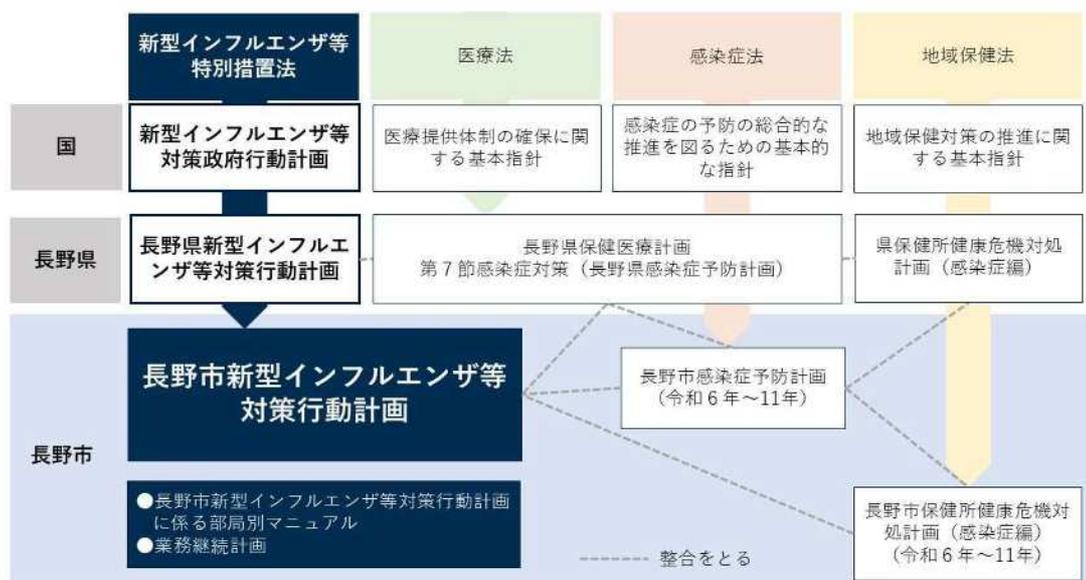
3 特措法第2条第1号

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

- ・新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、計画の定期的な検討を行い、県行動計画の変更があった場合には、適時適切に見直しを行う。

《関係計画等との関連図》



第3節 対象とする疾患

- ・特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、以下のとおり。
 - ① 新型インフルエンザ等感染症⁵
 - ② 指定感染症⁶（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
 - ③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

5 感染症法第6条第7項

6 感染症法第6条第8項

7 感染症法第6条第9項

第2章 市行動計画の改定と感染症危機対応

第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）⁸は、令和2（2020）年2月に県内、同年4月に市内において初の患者が確認されて以降、長きにわたり市民⁹生活に大きな影響を及ぼした。

市では特措法適用前の令和2年1月に、危機管理指針に基づく長野市新型コロナウイルス感染症市内調整会議を開催、2月には長野市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置し、特措法適用後の4月には法設置の新型コロナウイルス感染症長野市対策本部に移行した。

感染が急速に拡大し、政府による緊急事態宣言が発出されるなか、政府や県の対処方針も踏まえ、新規感染者や重症者の発生を最小限に食い止めることで医療提供体制の維持を図り、市民の生命と健康を守ることを最優先目標としながら、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるよう、全庁的に様々な取組を行ってきた。

具体的には、市民の行動変容（マスク着用や換気、手指衛生の励行、人混みを避けるといった基本的な感染対策の徹底など）を促す呼びかけや、不要不急の外出や感染拡大地域への移動の自粛など、人流を抑制するための要請を行い、一方で必要な方に必要な医療を提供するための医療提供体制等の維持や、まん延を防止するためのワクチン個別接種や集団接種も関係機関などと連携しながら取り組んだ。

令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けが変更されてからは、それまでの「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「個人の選択を尊重し、市民による自主的な取組をベースとするもの」に移行した。

次の感染症危機に備えるためには、この経験を活かした取組を進めることが重要である。

第2節 市行動計画改定の目的

市行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものである。

新型コロナ対応を振り返り、国、県及び市において課題を整理したところ¹⁰、次の点が主な課題として挙げられた。

8 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

9 本計画における「市民」とは、市内に住所を有する者のほか、市内に通勤、通学する者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう

10 国では新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において、2023年12月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として、取りまとめられた。

行動計画の改定と感染症危機対応

- ・ 平時の備えの不足
- ・ 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ・ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すための目標を、以下のとおり示す。

- ・ 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- ・ 市民生活及び経済活動への影響の軽減
- ・ 対策の実施に当たっての基本的人権の尊重

これらの目標を実現できるよう、市行動計画を全面改定するものである。

第3節 感染症危機管理の体制

1 市の体制

(1) 全庁的、全市的な取組

- ・新型インフルエンザ等が発生する前において、庁内調整会議等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。
- ・総務部や保健所をはじめ、各関係部においては、国、県及び事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。

(2) 実施体制

(2)-1 長野市新型インフルエンザ等対策本部¹¹（以下「市対策本部」という。）

- ・政府により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時は、直ちに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・政府によりまん延防止等重点措置及び緊急事態措置が行われた場合には、特措法に基づき必要な措置を講じる。

ア 構成

- ・本部長：市長
- ・副本部長：危機管理防災監、副市長
- ・本部長付：教育長、上下水道事業管理者
- ・本部員：各部局長

イ 所管事項

- ・新型インフルエンザ等の発生動向の把握に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること。
- ・市内における新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関すること。
- ・市内発生時における社会機能維持に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・市民に対する正確な情報の提供に関すること。
- ・その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

11 特措法第34条

《市対策本部の構成》



(2)-2 条例対策本部¹²

- ・対象となる新型インフルエンザ等の特措法への位置付け後にあつては、政府対策本部による緊急事態宣言がされる前であっても、必要に応じ、条例に基づく市対策本部を設置する。

(2)-3 長野市新型インフルエンザ等対策に係る懇談会

- ・幅広い分野にまたがる専門的知見を踏まえた新型インフルエンザ等対策を進めるため、医学・公衆衛生、市民生活及び経済等を含む幅広い分野の専門家等で構成される、長野市新型インフルエンザ等対策懇談会を設置する。

ア 構成

- ・感染症専門医、医療関係者、市民生活及び経済等の各分野に関する有識者等
- ・事務局：(総務部・長野市保健所)

イ 設置目的

- ・新型インフルエンザ等の発生、再流行及び病原性の変化、市民生活及び経済活動への影響に対して、保健医療分野、生活・経済分野などから各種対策の検討を行う。

ウ 懇談事項

- ・市行動計画等の立案・作成等に関して意見を聴く。
- ・市が実施する新型インフルエンザ等の対策について、迅速かつ的確な対策を講じるため、必要に応じて随時、懇談会の意見を聴く。

12 長野市新型インフルエンザ等対策本部条例第3条

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

1 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難であること

- ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。
また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、市内への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 市民の生命、健康や生活・経済に大きな影響を与えること

- ・長期的には、市民の多くが患するおそれがある。
- ・患者が急激に増加すると、医療提供体制のキャパシティを超えてしまう。
- ・病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、生活・経済にも大きな影響を与えかねない。したがって、本市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

2 対策の目的及び戦略

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすること

- ・感染拡大防止と経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び経済への影響を軽減する。
- ・市民生活及び経済の安定を確保する。
- ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 柔軟な対応

- ・市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹³等）（以下「病原体の性状」という。）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

2 段階に応じた対応

（1）発生前の段階（準備期）

- ・地域における医療提供体制の整備やワクチンの供給・接種体制の整備、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

（2）発生した段階（初動期）

- ・国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- ・海外で発生した段階で、病原体の市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるが、検疫所との連携強化等により、病原体の市内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるとともに、早期に患者を発見できる体制を敷く。

（3）対応期

① 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- ・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等を行う。
- ・病原性の程度に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

13 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。
 - ・常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。
 - ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
- ② 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・国、県及び事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び経済の維持のために最大限の努力を行う。
 - ・変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じ、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられるので、状況に応じて臨機応変に対応していく。
 - ・地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期
- ・最終的には、流行状況が収束¹⁴し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

3 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- ・事業者の従業員のり患等により、一定期間、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて市民に周知し、理解を得るための呼びかけを行う必要がある。

14 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

4 市民の感染拡大防止策

- ・事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う必要がある。
- ・新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。
- ・特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1 有事のシナリオの考え方

- ・過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。
 - ① 新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
 - ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
 - ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
 - ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。
-
- ・有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状に応じたリスク評価の大きくりの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。
 - ・対策の切替えについては第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。
 - ・新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

2 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

- ・前述の1の考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。また、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

（1）初動期

- ・感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをでき

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

る限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(2) 対応期

・対応期については、以下の①から④までの時期に区分する。

- ① 封じ込めを念頭に対応する時期
- ② 病原体の性状等に応じて対応する時期
- ③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。
- ・この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬や抗プレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
- ・リスク評価については、病原性や感染性等の観点から、大きくくりの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。その際、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき、対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
- ・ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

せずに、次の④「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。
- ・この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3編の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。
- ・感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

1 国、県等との連携協力

- ・国、県及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。
- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

2 平時の備えの整理や拡充

- ・感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

（1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

- ・将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

（2）初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

- ・初動対応については、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

（3）関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

- ・感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

（4）医療提供体制、検査体制、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

- ・感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、ワクチンの接種体制、リスクコミュニケーション等について予算の確保を含め平時からの取組を進める。

（5）負担軽減や情報の有効活用、国、県との連携等のためのDXの推進や人材育成等

- ・保健所等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国、県との連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国、県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

3 感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。
- ・以下の（１）から（５）までの取組により、感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

（１）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

- ・対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。
- ・可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

（２）医療提供体制と市民生活及び経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

- ・有事には長野市感染症予防計画（以下「市予防計画」という。）及び医療計画に基づき、県と連携して医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。
- ・リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。
- ・その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活及び経済に与える影響にも十分留意する。

（３）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

（４）対策項目ごとの時期区分

- ・柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

（５）市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

- ・対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。
- ・平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民に適切な判断や行動を促せるようにする。
- ・特に県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

4 基本的人権の尊重

- ・市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。
- ・特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、必要最小限のものとする¹⁵。
- ・その際には、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。
- ・感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等^{ひぼう}についての偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならない。
- ・これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止することが重要である。
- ・対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。
- ・感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

5 弾力的な措置

- ・特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。
- ・新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

15 特措法第5条

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

6 関係機関相互の連携協力の確保

- ・市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ対策を総合的に推進する。
- ・市は、特に必要があると認める時は、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する¹⁶。

7 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

- ・感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

8 感染症危機下の災害対応

- ・市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、国、県等と連携して平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、市を中心に避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。
- ・感染症危機下で地震等の災害が発生した場合、市は、国、県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

9 記録の作成や保存

- ・対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

16 特措法第24条第4項及び第36条第2項

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁷。
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹⁸とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁹。
- ・ こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等対策閣僚会議²⁰（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議²¹（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 対策の実施に当たっては、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。
- ・ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2 県の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²²。

17 特措法第3条第1項

18 特措法第3条第2項

19 特措法第3条第3項

20 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催。

21 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催。

22 特措法第3条第4項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応を行う。
- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・ 有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ こうした取組において、保健所を設置する長野市及び松本市（以下「保健所設置市」という。）、感染症指定医療機関²³等で構成される長野県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）²⁴等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。
- ・ 予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・ これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

3 市の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、市内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する²⁵。
- ・ 住民に最も近い行政単位として、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
- ・ 対策の実施に当たっては、国、県及び近隣の市町村と緊密な連携を図る。
- ・ 感染症法においては、まん延防止に關し、県に準じた役割を果たすことから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備を行うとともに、市予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。
- ・ 有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ 県とまん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図る。

23 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、市行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

24 感染症法第10条の2

25 特措法第3条第4項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

4 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

5 指定（地方）公共機関の役割

- ・ 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、発生時における対策の内容や実施方法等を定めた業務計画を作成し、県知事に報告する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁶、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 登録事業者

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める²⁷。

7 一般の事業者

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。
- ・ 特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁸ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を

26 特措法第 3 条第 5 項

27 特措法第 4 条第 3 項

28 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

新型インフルエンザ等対策の目的及び 実施に関する基本的な考え方等

行うように努める等、対策を行う必要がある。

8 市民

- 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手指衛生、人混みを避ける等）等の個人レベルで実践する。
- 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める²⁹。

29 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

- ・市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。
- ・それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

- ・主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。
- ・以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

- ・感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全市的な危機管理の問題として取り組む必要がある。
- ・国、県、市町村、JIHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る。

新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

- ・感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。
- ・そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

- ・感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。
- ・そのため、平時から感染症の発生動向の把握等のサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあり、こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。
- ・その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、地方公共団体、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

- ・このため、市は、平時から市民の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

⑤ 水際対策

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。
- ・水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案の上、内容検討を行い、実施することが重要である。
- ・新型インフルエンザ等の発生当初、病原体の性状に関する情報が限られている場合は、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策を実施する必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しを行う。
- ・市は、国の方針を踏まえ、市内に滞在する入国者への対応等を実施する必要がある。

⑥ まん延防止

- ・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び経済活動への影響を最小化することを目的とする。
- ・適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることによって、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。
- ・特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- ・このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、県では特措法に基づき、必要と考えられる地